

様式第2号(第8関係)

会議の開催結果

1 会議名	平成21年度 第2回 さいたま市特別職報酬等審議会
2 開催日時	平成21年10月19日(月) 10時から
3 開催場所	ときわ会館5階 501会議室
4 出席者名	利根会長、秋月委員、伊藤委員、川嶋委員、 島村委員、林委員、洞澤委員、
5 議題及び公開・非公開の別	議題 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について 【公開】
6 非公開の理由	
7 傍聴人の数	なし
8 審議内容	別紙議事録のとおり
9 その他	



平成21年度 第2回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

- 1 日 時 平成21年10月19日(月) 10時～10時20分
- 2 場 所 ときわ会館5階 501会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 秋月 信二 委員(職務代理) 林 千鶴子 委員
伊藤 巖 委員 洞澤 賢一 委員
川嶋 かほる 委員 秋吉 祐子 委員(欠席)
島村 功作 委員 川本 宜彦 委員(欠席)
利根 忠博 委員(会長) 福田 博之 委員(欠席)
 - (2) 事務局 総務局長 人事部長 人事部次長 給与課長 外4名
 - (3) 議会局 議会局長 総務課長 外1名
- 4 傍聴者 なし
- 5 審議項目 議題1 審議会資料説明について
議題2 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について
- 6 議事の経過
 - (1) 委員の紹介
 - (2) 事務局等職員の紹介
 - (3) 市長への意見報告書の提出及び市長からの諮問に係る報告
 - (4) 審議会の公開及び傍聴許可
 - (5) 審議
 - 議題1 審議会資料説明について
 - 議題2 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について
 - (6) 答申に向けた意見調整
 - (7) 閉会
- 7 審議内容
 - (1) 会長より、市長への意見報告書の提出及び市長からの諮問に係る報告
 - ・ 去る10月14日に市長へ意見報告書を提出したところである。
 - ・ 意見報告書には各委員の主な意見を掲載し、引下げをすべきとの意見もあったが、結論としては「月例給については『改定を見送るべき』、特別給については『引下げの改定をすべき』」との報告を行った。

- ・ 市長から「市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数、また、その改定の実施時期」について改めて諮問があったので、引き続き、各委員に審議をお願いしたい。

(2) 審議事項

議題1 審議会資料説明について

① 事務局より配布資料の説明

- ・ 配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<第2回資料>」

② 委員の意見・質問及び事務局の説明・回答

(特になし)

議題2 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について

市長からの諮問のとおり、市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について、その支給月数及び改定時期について審議の上、審議会の結論として市長へ答申することとなる。

① 支給月数に関する委員の意見

- ・ 本市の特別職の期末手当の支給月数は、国の指定職職員の期末手当の支給月数に準じており、本年の人事院勧告における国の指定職職員の支給月数は、現行の「3. 35月」から「3. 1月」に改定するものであるため、本市の特別職についても、これにならって「3. 1月」とすべきではないか。
- ・ 国や他の政令指定都市の状況、また厳しい社会経済情勢を勘案し、「3. 1月」に引下げをすべきである。
- ・ 現行の支給月数は、国の指定職職員が「3. 35月」、本市の特別職が「3. 3月」であり、「0. 05月」分の較差が生じているが、特にその較差を残しておく必要性は見当たらないため、今回の改定によりその較差をも解消し、「3. 1月」とすべきである。
- ・ 市長及び副市長と、市議会議員の支給月数については、区別する必要性はなく、一律に引下げをすべきである。

② 改定時期に関する委員の意見・質問及び事務局の説明・回答

- ・ 年間における民間給与との調整を図るため、改定を12月に支給される期末手当からとしている国の取扱いに準じ、本市においても同様に12月から改定をすべきである。
 - ・ 一般職職員の引下げ時期とのバランスを考慮すれば、改定時期も同一とすべきである。
 - ・ 改定には、議会の承認を得た上で、条例改正が必要になると思われる。12月から改定する場合、11月中に条例改正をしなければならないが、議会の日程はどうなのか。
- ⇒ 12月議会は11月下旬に開会が予定されているため、当該議会で提案することは可能である。

(3) 答申に向けた意見調整

当審議会における意見を集約し、市長からの諮問に対する答申を提出するため、各委員の意見を調整する。

① 会長による各委員の意見集約

- ・ 特別職の期末手当については、他の団体との均衡、一般職職員及び国の指定職職員の給与改定の状況、また、現下の地方自治体を取り巻く厳しい環境、社会経済情勢等を総合的に勘案して改定すべきである。
- ・ 期末手当の支給月数については、国における指定職職員の期末手当の支給月数との均衡を考慮し、決定してきた経緯がある。
- ・ 本年の人事院勧告において、国の指定職職員の支給月数は現行の3.35月から0.25月分引き下げて、3.1月とされており、本市の特別職についても、これにならって支給月数を3.1月に引き下げるべきである。
- ・ 現在、国の指定職職員との間に生じている0.05月分の較差については、これまでの給与改定における特別職に対する措置状況の相違によるものであり、特にその較差を残しておく必要性はないと考えられるため、今回の改定によりその較差をも解消すべきである。
- ・ 改定の時期については、国や本市一般職職員と同様に、年間における民間給与との均衡を図るため、12月に支給する期末手当から引下げを行うべきである。

② 答申に向けて

本日の審議内容を基に、答申の原案を会長と秋月職務代理とで検討の上作成し、各委員宛て送付するので、各委員は送付された答申原案を確認し、意見等がある場合は事務局を通じて連絡をお願いしたい。

当審議会として、市長から諮問のあった「市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について」は、作成した答申原案に基づき、各委員の意見を踏まえた上で、市長に対し答申することとする。

③ 委員の意見・質問

特になし

(4) 閉会

平成21年10月27日

会長 利根忠博